

関 税 政

第 46 号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 井部 俊一
編集責任者：広報委員長 三輪 洋之
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



首都圏外郭放水路 調圧水槽

写真提供 国土交通省江戸川河川事務所

写真説明

埼玉県春日部市には地下神殿とも呼ばれる巨大施設があります。首都圏外郭放水路の調圧水槽で地下22mの位置にあり、長さは177m、幅78m、高さ18mです。県東部の低地の浸水被害を防ぐため、北から流れ来る幾つかの河川の水を、東西方向の地下50mに6.3kmの世界最大級の地下放水路を築いて取水し、調圧水槽を経て江戸川にポンプで排水します。施設は見学もできます。

目次

井部会長あいさつ	2
裁判の報告（和解成立）	3
令和3年度税制改正大綱	4
各県税政連だより	8
関税政の動き	17



年頭あいさつ

税政連活動にご協力を！！

関東信越税理士政治連盟

会 長 井 部 俊 一

新年おめでとうございます。会員の皆様におかれましては、コロナ禍であります。希望に満ちた、輝かしい新しい年をお迎えのことと思います。

常日頃は関税政の活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いします。

税政連の最も重要な活動の一つに国政選挙についての対応があります。令和3年10月21日に衆議院議員の任期が満了になります。政局はいつ解散・総選挙となってもおかしくない状況となっております。

来るべき第49回衆議院議員総選挙においても、税理士制度や税理士会にとって理解と協力を得られる議員に対して積極的に応援し、一人でも多くの国会議員を国政に送り出すことが税政連の使命であります。関税政では第49回衆議院議員総選挙には、令和3年1月末現在40人の候補者を推薦しています。

そこで議員との信頼関係構築のポイントとなるのが、「税理士による国会議員等後援会」にあります。関税政では、現在53の後援会があります。今後も税政連と後援会の連携を更に強化し、後援会組織の拡大と活動の強化を図り、税理士法改正や税制改正の実現のために活動していきます。

税政連のもう一つの重要な活動は国会議員への陳情であります。今年度はコロナ禍ということで、原則として地元陳情で行いました。その内容は次のとおりであります。

◎第1次陳情……8月は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する陳情

◎第2次陳情……10月は令和3年度税制改正に関する陳情

◎第3次陳情……1月は新年挨拶と陳情

さて、昨年末、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで令和3年度の税制改正大綱が閣議決定されました。経済活動を支えつつ、コロナ後の成長につなげようと、デジタルや環境の重視を柱に据えた内容となっています。これからも税政連として次に繋がる活動を続けていきます。

新型コロナウイルス感染拡大は一向に収束の兆しが見えません。会員の皆様におかれましては、くれぐれもご健康に留意いただきたいと思います。

結びに、会員の皆様にとって新年が「新しい夢の実現！」となりますことをご祈念申し上げ、また関税政へのより一層のご理解、ご協力をお願いいたしまして新年のあいさつとさせていただきます。

裁判の報告

栃木県税理士政治連盟訴訟について

関東信越税理士政治連盟

幹事長 秋 山 典 久

税理士会栃木県連所属の会員が栃木県税理士政治連盟（以下「栃税政」）を訴えた裁判は、宇都宮地裁での棄却判決を受けた原告税理士が、これを不服として東京高裁に控訴し、2020年9月29日に和解が成立した。

この訴訟の経緯結果については、日本税理士政治連盟（以下「日税政」）会報誌第557号（2020年11月1日発行）4面にも掲載したとおりである。

原告税理士は、栃税政会員でないこと、栃税政会費の支払義務がないこと及び栃税政会員として扱われ思想・信条の自由を害されたことに対する損害賠償の3点を訴えたものだが、宇都宮地裁による判決では、栃税政会員でないこと及び会費支払義務がないことは双方に争いがなく、争点から除外され、思想・信条の自由を害された損害賠償については、原告税理士の請求が棄却され、栃税政の全面勝訴という結果であった。高裁では判決を得ることも検討したが、税理士間で争いを長期化しても何の利益もないとの判断から和解を選択するに至った。

和解条項に「規約改正を含め真摯に協議することを約束する。」という点については、関東信越税政連に所属する栃税政を含む6県の税理士政治連盟（以下「税政連」）はそれぞれの団体において、引き続き協議検討をすることになっている。

今回の訴訟における地裁判決で、税政連という団体について重要な点が示されている。その

判決文は下記のとおりである。

「栃税政が会員相互の協力による政治力を強化し、栃木県連の目的とその事業を達成するために必要な政治活動を行うことなどを目的とする政治資金規正法上の政治団体であるから、その目的を達成するため、規約において栃木県連所属の税理士を自己の会員として取り扱っても、それ自体は栃税政に保障された結社の自由、政治活動の自由等に由来するものと解される」と示され、税政連にも憲法に保障された権利自由等があるという内容であった。

しかしながら、会員個々にも私人としての思想・信条の自由があり、これを妨げてはならないし、税政連の会費未納者に対して、強制や不利益を与えてはならない。

日税政の会報誌でも掲載したが、税政連は規約において、税理士会の目的達成のために政治活動をする団体であり、税理士会の目的以外の活動を行うことはなく、毎年の税制改正についても、税理士法に基づき作成された税理士会の建議書に沿って陳情活動を行っている。

税政連会員は税理士会員で組織され、税理士一人一人によって支えられて活動ができるものである。会員の定義等でトラブルが起こらないように規約内容の検討をするとともに、一人でも多くの税理士に税政連の意義と活動を理解いただくように努めなければならない。

令和 3 年度税制改正の大綱の概要

(令和 2 年 12 月 21 日 閣議決定)

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○ 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・ 控除期間 13 年の特例の適用期限を延長し、令和 4 年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和する (50 m²以上→40 m²以上)。
- ・ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

○ セルフメディケーション税制の見直し

- ・ 対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で 5 年延長する。

○ 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- ・ 国や自治体からの子育てに係る助成 (ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等) について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

○ 退職所得課税の適正化

- ・ 勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税を適用しない。

資産課税

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・ 就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・ 非課税枠 (1,500 万円/令和 3 年 4 月以降縮小) を令和 3 年末まで据え置く (面

積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる)。

○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への 2 割加算の適用等、所要の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長する。

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ・その上で、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

法人課税

○ 産業競争力強化に係る措置

－ デジタルトランスフォーメーション（D X）投資促進税制の創設

- ・「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5 %・3 %）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

－ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- ・カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5 %）又は特別償却（50%）ができる措置を創設する。

－ 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

- ・厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げる（現行：25%→30%）とともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6 %→2 %）を行う。
- ・クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しを行う。

－ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

- ・雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。

－ 繰越欠損金の控除上限の特例

- ・コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大 5 年間、繰越欠損金の控除限度額を最大 100%（現行：所得の金額の 50%）とする特例を創設する。
- （※）カーボンニュートラル、D X、事業再構築・再編等

○ 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

- ・ 自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・ 投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。

○ 中小企業の支援**－ 中小企業向け投資促進税制等の延長**

- ・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

－ 所得拡大促進税制の見直し

- ・ 雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。

－ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- ・ M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。

消費課税**○ 車体課税**

- ・ 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直し等、所要の措置を講ずる。
- ・ 環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。
- ・ グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。

○ 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

- ・ 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外する。

国際課税**○ 国際金融都市に向けた税制上の措置**

- ・ リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組合員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行う。

東日本大震災からの復興支援のための税制**○ 復興支援のための税制上の措置**

- ・福島国際研究産業都市区域の15市町村を対象とした福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例及び特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例の創設等を行う。

納税環境整備**○ 税務関係書類における押印義務の見直し**

- ・税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。

(※) 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする。

○ 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ・経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。

○ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

○ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- ・特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

○ 国際的徴収回避行為への対応

- ・徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直す。

関税**○ 暫定税率等の適用期限の延長等**

- ・令和2年度末に適用期限の到来する暫定税率（416品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 個別品目の関税率の見直し

- ・ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を無税とする等の措置を講ずる。

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長
坂 場 信 夫

陳情活動（税制改正要望）での国会議員との接触状況について

令和2年9月13日、葉梨康弘衆議院議員（自民党・茨城3区）の地元事務所において、後援会の役員が「令和3年度税制改正に関する要望」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書の概要」について陳情を行った。

また、議員の最近の活動状況や地元の経済状況等についても意見交換を行った。



葉梨康弘衆議院議員

栃木県税理士政治連盟

幹事長
小 口 秀 一

1. 陳情活動（税制改正要望）での国会議員との接触状況

例年ならば国会議員に対しての陳情活動を衆参両議員会館に直接赴いて実施するのであるが、本年は新型コロナウイルスの影響により県内において「令和3年度税制改正要望」陳情活動を

実施した。

令和2年10月6日の船田元衆議院議員（自民党・栃木1区）事務所を皮切りに令和2年11月5日の渡辺喜美参議院議員（無所属・比例区）まで、全ての議員事務所にお伺いし次の5つを改正の最重要項目としたパンフレットをメイン資料として説明し陳情を行った。

- (1) 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の見直し
- (2) 消費税非課税取引の見直し
- (3) 所得計算上の控除よりも基礎的な人的控除へのシフトを進める
- (4) 災害損失控除の創設と相続時精算課税の救済措置の設置
- (5) 新型コロナウイルス感染症に伴う税制改正

特に、船田元衆議院議員、築和生衆議院議員（自民党・栃木3区）、高橋克法参議院議員（自民党・栃木県）、渡辺喜美参議院議員の4人とは直接お話ができたので、持参した他の資料による説明と内容についての協議を行うことができ、気が付けば1時間以上経過してご迷惑を掛けてしまったケースもあった。



船田元衆議院議員



船田元衆議院議員



築和生衆議院議員



築和生衆議院議員



高橋克法参議院議員



高橋克法参議院議員



渡辺喜美参議院議員

2. 後援会活動

(1) 福田とみかず後援会

令和 2 年 9 月 11 日に「第 10 回福田富一知事による県政報告会」が宇都宮市文化会館第 1 会議室（宇都宮市）にて行われた。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対策を万全にしたうえで人数を絞って例年の半分ほどの規模に縮小し懇親会も中止として実施した。

(2) 高橋かつのり後援会

令和 2 年 10 月 19 日、長谷川薫会長、森島才子幹事長、大戸会員の 3 人が高根沢事務所にお邪魔して「令和 3 年度税制改正要望」陳情活動を実施した。

群馬県税理士政治連盟

幹事長

三 輪 洋 之

1. 地元陳情

「令和 3 年度税制改正に関する要望」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する要望」について、各後援会及び群馬県税理士政治連盟（以下「群税政」という。）が地元陳情を行うとともに、議員の最近の活動状況や地元経済の状況について活発な意見交換を行った。

(1) 後援会による地元陳情

① 井野俊郎後援会（自民党・群馬 2 区）

・ 第 1 次陳情

令和 2 年 9 月 8 日井野俊郎事務所（伊勢崎市） 石井謙三会長他 9 人



・第2次陳情

令和2年10月16日PLUSアンカー（桐生市） 石井謙三会長他9人

③小淵優子後援会（自民党・群馬5区）

令和2年10月15日関東信越税理士会群馬県連事務局（前橋市）
田中和彦会長他2人



②尾身朝子後援会（自民党・群馬1区）

令和2年10月1日尾身朝子事務所（前橋市）
澤口俊行会長他2人

(2) 群税政による地元陳情

①中曽根康隆衆議院議員（自民党・比例北関東）

令和2年9月7日中曽根康隆事務所（前橋市） 田子一夫会長他1人



②上野宏史衆議院議員（自民党・比例南関東）

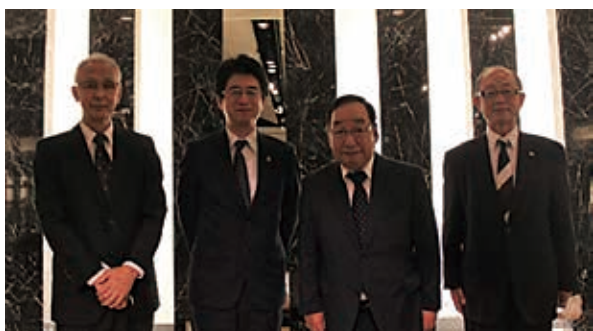
令和 2 年 9 月 25 日上野宏史事務所（前橋市）
田子一夫会長他 1 人



2. 後援会活動

税理士による富岡賢治後援会

令和 2 年 10 月 9 日グランビュウ高崎（高崎市）
において、定期総会が開催された。その後、富
岡賢治高崎市長による市政報告が行われた。



3. 表敬訪問

令和 2 年 11 月 9 日近藤昭一衆議院議員（写真
下段中央・立憲民主党税理士制度推進議員連盟
幹事長・愛知 3 区）が、長谷川嘉一衆議院議員
（写真下段左・立憲民主党・比例北関東）とと
もに群税政を来訪し、群税政の田子会長他 2 人
と、党のコロナ感染症対策や経済・税制対策へ
の取組みの説明や、群馬県の経済状況に対する
意見交換などを行った。



埼玉県税理士政治連盟

幹事長

岸 生子

1. 税理士による大野もとひろ後援会設立総会を開催

令和 2 年 12 月 6 日、川口総合文化センターリ
リア（川口市）において、「税理士による大野
もとひろ後援会」の設立総会が開催された。

令和元年 8 月 25 日の埼玉県知事選挙で当選し
た大野元裕知事は、川口市出身ということで地
元において後援会を立ち上げる準備を進めてき
た。昨年の春には設立をということだったが、
コロナ禍で見合わせ、なんとか昨年内に設立の
運びとなった。

上程された後援会規約案と役員選任案が可決
承認され、大手達哉会長と小林政仁幹事長が就
任した。総会終了後、急遽欠席となった大野知
事に代わり出席した大迫秘書と会員が懇談した。

設立準備等に当たった発起人、川口支局と西
川口支局の皆様、ありがとうございました。



2. 会報の発行

37号は「後援会対策委員長として」と会費納入のお願い、38号には「税理士政治連盟の活動について」と夏から行った国会議員への地元陳情写真を掲載した。

3. 税制改正に関する研修会

例年12月に税制改正大綱について研修会を開催しているが、今回は中止にした。

新潟県税理士政治連盟

幹事長

森 山 昭 彦

1. 国会議員への陳情活動について

新潟県税政連では、今年度の税制改正等要望事項の国会議員に対する陳情は、新型コロナウイルス感染症の影響により第1次陳情期間（令和2年8月3日～9月10日）と第2次陳情期間（令和2年10月5日から11月5日）の2回に分けて行うこととなった。その結果、第1次陳情期間中に12人の国会議員のうち11人に対し陳情を実施し、2人を除き本人に対し直接面談をした。さらに第2次陳情期間においては、第1次との重複も含め4人の国会議員への陳情を実施し、結果として12人全員への陳情が実施できた。ただ、残念なことに2人のみ本人に直接面談ができなかった。なお、それぞれの陳情時間は概ね30分となっている。



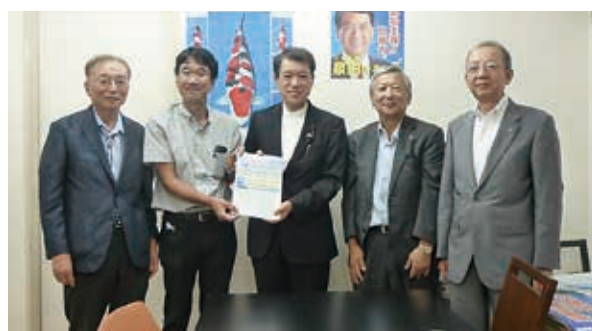
西村智奈美衆議院議員



鷺尾英一郎衆議院議員



黒岩宇洋衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



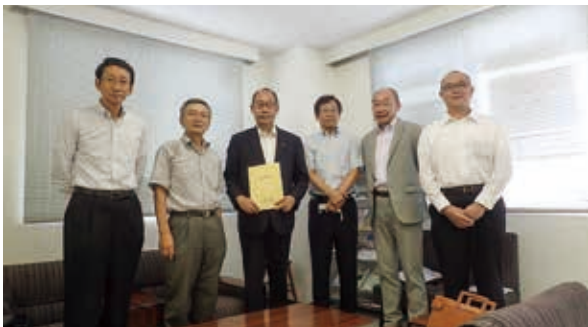
高鳥修一衆議院議員



石崎徹衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



細田健一衆議院議員



打越さく良参議院議員



水落敏栄参議院議員

2. 後援会活動について

新潟県は与野党の票が拮抗しており、選挙のたびに現職が入れ替わる状況が続いているが、そのような中で「税理士による後援会」が5つ設立されており、さらにもう1つ設立が計画されている。本年は衆議院の選挙が実施されるので、後援会の総会やその他の機会を通じて積極的に国会議員との接触を図っていく予定である。

長野県税理士政治連盟

幹事長

横 沢 正

令和2年9月以降の本連盟における活動状況は以下のとおりである。

1. 国会議員への陳情活動について

・ 9月5日 宮下一郎後援会

宮下一郎事務所（伊那市）において災害対応税制の陳情を議員本人に対し行った。財務省に協議、対応を図る旨の回答を得た。



宮下一郎代議士

・ 9月27日 井出ようせい後援会

井出ようせい事務所（上田市）において災害対応税制の陳情を議員本人に対し行った。1時間にわたり、他の税制についてもディスカッションを行った。



井出代議士への陳情・懇談会集合



井出代議士への陳情・懇談会

・10月3日 羽田雄一郎後援会

上田温泉ホテル祥園（上田市）において災害対応税制の陳情を議員本人に対し行った。1時間にわたり、他の税制についてもディスカッションを行った。



羽田参議院議員税制改正陳情



羽田参議院議員との懇談会

・10月14日 後藤茂之後援会

後藤茂之事務所（諏訪市）において災害対応税制の陳情を議員本人に対し行った。併せて令

和3年度税制改正に向けてディスカッションを行った。

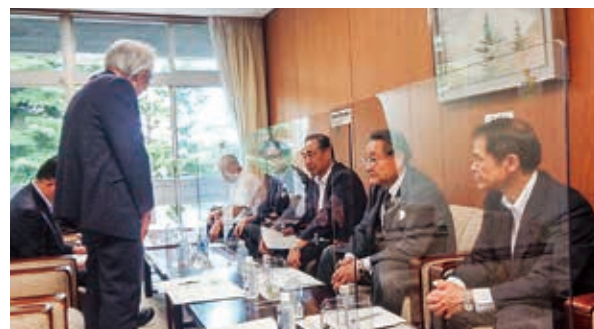


後藤代議士へ陳情

2. その他の活動

・9月16日 長野県自民党県議団との懇談会

県庁議会棟（長野市）において、新型コロナウイルス感染症対策への税制上の措置と災害対応税制について説明を行い、ディスカッションを行った。



自民党県議団との懇談会

・9月28日 書面による推薦審査会

第49回衆議院議員選挙推薦候補者決定のため書面による推薦審査会を開催し、5人の推薦候補者を決定した。

・11月18日 新入会員への研修会

ホテルブエナビスタ（松本市）での新入会員研修会において、百瀬征男県税政連会長が税政連の必要性及び入会と会費について説明を行い、同日のうちに参加20人中14人の入会届が提出された。

羽田雄一郎議員（立憲民主党・長野）におかれては、令和2年12月27日にご逝去されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

陳情活動

Photo 特集



永岡桂子衆議院議員



上月良祐参議院議員



高橋克法参議院議員



尾身朝子衆議院議員



尾身朝子衆議院議員



井野俊郎衆議院議員



井野俊郎衆議院議員



福田達夫衆議院議員



福田達夫衆議院議員



中曽根康隆衆議院議員



小淵優子衆議院議員



小淵優子衆議院議員



長谷川嘉一衆議院議員



上野宏史衆議院議員



清水真人参議院議員



清水真人参議院議員



清水真人参議院議員



清水真人参議院議員



村井英樹衆議院議員



新藤義孝衆議院議員



黄川田仁志衆議院議員



穂坂泰衆議院議員



枝野幸男衆議院議員



大島敦衆議院議員



柴山昌彦衆議院議員



山口泰明衆議院議員



野中厚衆議院議員



土屋品子衆議院議員



田中良生衆議院議員



山川百合子衆議院議員



牧原秀樹衆議院議員



森田俊和衆議院議員



高木鎌太郎衆議院議員



上田清司参議院議員



西村智奈美衆議院議員



鷺尾英一郎衆議院議員



黒岩宇洋衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



高鳥修一衆議院議員



石崎徹衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



細田健一衆議院議員



打越さく良参議院議員



水落敏栄参議院議員



井出庸生衆議院議員



宮下一郎衆議院議員



務台俊介衆議院議員



後藤茂之衆議院議員



羽田雄一郎参議院議員

関税政からのお知らせ

関税政事務局は、1月12日に新税理士会館(さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地)に移転いたしました。
電話番号とFAX番号に変更はありません。

関税政の動き

●令和2年10月21日 第1回推薦審査会

●令和2年12月22日 第4回正副会長・正副幹事長合同会議

編集後記

広報委員長 三輪 洋之

先日、関与先からおせちの申込書が届きました。毎年、お付き合いで購入しているものですが、いつもより値段が高いので理由を尋ねたところ、帰省や旅行などを控える人達を見込み例年より高いものを販売するそうです。さて、委員長に就任して2年目の今年は、税政連の活動を広く伝えるため、紙面の一層の充実を図るつもりでしたが、コロナ禍で、委員会の招集も満足にできませんでした。そんな中でも、編集作業に熱心にご協力いただいた委員の皆様をはじめとする多くの方々には深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

広報副委員長 柳澤 彰

コロナ禍は、潜在化していた問題を顕在化させたように思う。web会議の採用は時間の有効活用になったが、白熱した会議の後、懇親会で本音での語りあいの場が無くなったのは寂しい。新しい生活と人と人との繋がりを強く感じる時代になるよう心から願います。

広報副委員長 島崎 己作

仕事に追われている時の税政連の活動は、駆け出しの零細事務所にはこたえる時もありました。今回無事に任期を終えることができそうです。役員、広報委員、事務局の方々お世話になりました。ありがとうございました。

広報委員 飯田 義明

本年は「辛丑（かのとうし）」の年。さてどんな意味があるのでしょうか。「辛」は木火土金水の金、即ち金属転じて宝石を意味します。また「丑」は夜中の1時から3時の時刻、合せると「新しい芽が出かかっているが未だ深い土の中」の年に当た

るようです。春の一步手前の力を蓄える時といえるでしょうか。

広報委員 青柳 孝

関税政で広報委員を4年務めさせていただきました。この度卒業です。いろいろと勉強させていただきました。ありがとうございます。一番の思い出は自分で撮った写真を表紙に使っていただいたことです。

広報委員 小板橋敬之

今期の編集会議は大宮に集合してでなく、配信されたゲラを校正するといった異例のものになりました。対面での会議は皆さんの校正に対する考えもうかがえるのでやはりいいものだと思えて実感した任期でした。

広報委員 齋藤 嘉一

今期の広報委員会は、すべて書面による打ち合わせになってしまいました。税理士会にかかわる会議も書面決議によるものが増え、心なしか寂しく感じています。昨年末になって、ようやく海外から新型コロナウイルスのワクチン投与開始のニュースが流れました。国内においても今年中には、ワクチン接種により新型コロナ流行以前の状態に戻れることを願っています。

広報委員 塩川 進

ここ1年、コロナ禍の中で広報委員としての通常の活動もままならないまま、任期が終わりそうですが、所属いたします佐久支局において、ようやく国会議員の後援会が設立の運びとなり、議員への陳情や意見交換などの交流により、税政連の活動の活性化につながるようモチベーションを高めていこうと思っています。

悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが
安心! オススメ!

安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい...

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?



ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例) 関与先をご紹介いただいた場合、

新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税

被共済者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!



関与先の
皆様も
ご加入できます

制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
加入期間	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階

Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

<https://www.zeitaikyoo.com>



制度の詳細はホームページを
ご覧ください

[ぜいたいきょう](#) [検索](#)

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。

1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士業界一筋45年余の信頼と実績

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。報酬自動支払制度が
選ばれる理由

理由1

未収金を防ぎ業務負担を
大幅に軽減！

理由2

基本料金0円！
関与先1件335円で利用可能！
＊郵送型「POST」の場合

理由3

総合的な売上管理が可能！
＊ネット型「e-NET」（売上管理型）の場合

理由4

確定申告や相続税の申告など
不定期の報酬にも対応！ネット型「e-NET」
新機能リリース税理士先生に代わり
関与先様へ「請求書」を
メールで無料送信する
新サービスを始めました。用途に応じて選べる
2つの方式

POST 郵送型

帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生に
おすすめです。

■ 利用料金

基本料…………… 無料

口座振替請求手数料…… 335円/件



e-NET ネット型

ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生に
おすすめです。e-NETの集金支援システム特許取得〈特許第5117097号〉

■ 利用料金…………… 1,800円/月

(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)

口座振替請求手数料…… 240円/件

*表示金額に消費税は含みません。

〈報酬自動支払制度〉オンライン説明始めました。



オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。

電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com

報酬自動支払制度のお問い合わせは ホームページから資料請求・申込が可能です。

0120-155-551

報酬自動支払制度 検索



関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介ください。賃料・各種会費・購読料など定期・不
定期を問わず1件からサポートします。My 集金 NETのお問い合わせは
0120-155-551

研修事業のご案内

幅広いテーマと著名講師による
実務上のポイント解説を中心
とした研修をご用意
しております。マルチ
メディア研修も豊富
です。

日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります！

最新の税務ニュースやお役立ち
ワンポイント講座など、
税理士事務所のための
情報ポータルサイト
です。

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは

TEL 03-3340-4488

税理士と関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

URL <https://www.nichizei.com/nbs/>

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つ的手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会



資料請求先

株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

ぜひはいほけん

検索



関東信越税理士会の皆様へ

次の世代につなげていきたいもの
それは 税理士どうしの助け合い

昭和 28 年に西日本を襲った大水害、
被災した税理士の仲間を助けるべく立ち上がった「助け合いの精神」は、
67 年前の創立以来、弊会独自の「災害見舞金」制度と
「会務従事者見舞金支援」制度として
「にちぜいきょうさい」に引き継がれています。
これら見舞金制度を支えるのは、弊会ご案内の各制度にご加入の、
お一人おひとりにご負担いただいている制度運営費です。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、
ご自身の、そして仲間の万一の際の大きな助け合いにつながります。
心と心の寄り添い、それが「にちぜいきょうさい」です。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁（関東信越税理士会 会長）

税理士はもちろん
職員の方でも
自分で加入できる
生命保障制度



保障額 4,000 万円まで
上限アップ！

税理士と
その配偶者の
ためだけの
夫婦保障制度



税理士本人 最高 2,000 万円
配偶者 最高 1,000 万円

税理士と配偶者
そしてそれぞれの
親のための
介護保障制度



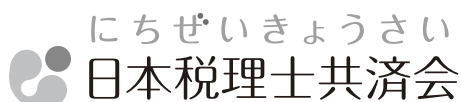
要介護 2 以上で給付

月々 1 万円からの
自分のための
年金積立



個人年金保険料控除適用

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



モバイルサイト

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail jim@zeirishikyosai.com
ホームページはこちら→ <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会の創立記念日 10 月 26 日は「税理士相互扶助の日」として記念日登録されています。

関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & A の仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>